

# 申込保険金 減額

ステップ 1 加入者証等で、現在のご加入状況をご確認いただき、「申込書兼告知書」等をお取り寄せください。

申請用紙でFAXにてご依頼ください。関係書類を送付いたします。

ステップ 2 「申込書兼告知書」に必要事項をご記入・ご捺印ください。

本制度は毎年4月1日を更新日とし、自動更新される保険期間1年の団体定期保険・普通傷害保険です。申込保険金額に対する掛金(年額)は下記の通りです。

口数	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
申込保険金額(万円)	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1000
掛金(年額:円)	16,920	33,840	50,760	67,680	84,600	101,520	118,440	135,360	152,280	169,200

期の途中で保障額を減額される場合、効力発生日から未経過期間の掛金については、貴社が事務局に届出している「預金口座」に返金いたします。

減額効力発生日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日
未経過掛金(円) (1口減額につき)	16,920	15,510	14,100	12,690	11,280	9,870	8,460	7,050	5,640	4,230	2,820

ステップ 3 「申込書兼告知書」を返信用封筒に入れ、書類締切日までに到着するようにご投函下さい。

引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した翌月の1日から効力が生じます。

「申込書兼告知書」締切日 <sup>①</sup>	2月10日 <sup>②</sup>	4月20日	5月20日	6月20日	7月20日	8月20日	9月20日	10月20日	11月20日	12月20日	1月20日
減額効力発生日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日

①: 締切日が土曜日、日曜日、祝日の場合は翌月曜日を期日とします。

②: 4月1日効力発生分については、年度末事務処理のため締切日を早めます。

【例】9月1日から減額を希望される場合

「8月20日」までに関係書類を提出。